

# 産業構造審議会 活動報告書

平成 17 年 8 月 3 日



# 目次

## 産業構造審議会活動の概要

現在の組織 .....	3
開催状況 .....	3
答申・報告書等 .....	3

## 組織の変更

貿易経済協力分科会 .....	8
産業技術分科会 .....	9
基本政策部会 .....	10
新成長政策部会 .....	11
産業金融部会 .....	14
環境部会 .....	15
環境部会、化学・バイオ部会 .....	16
化学・バイオ部会 .....	17
流通部会 .....	19
エネルギー・環境特別部会 .....	22
NPO部会 .....	23

## 答申・報告書等

貿易経済協力分科会 .....	26
産業技術分科会 .....	27
航空機宇宙産業分科会 .....	31
車両競技分科会 .....	35
伝統的工芸品産業分科会 .....	38
情報経済分科会 .....	39
割賦販売分科会 .....	40
新成長政策部会 .....	41
知的財産政策部会 .....	42
産業金融部会 .....	49
WTO部会 .....	51
環境部会 .....	53
化学・バイオ部会 .....	62
流通部会 .....	65



## 産業構造審議会活動の概要

### 現在の組織

産業構造審議会は現在10の分科会と9の部会、46の小委員会および31のワーキンググループ（WG）等によって構成されており、我が国の経済産業に関わる諸問題について調査審議を行っている。

特に直近の一年間では、1の部会、7の小委員会、5のWG等が新設された。

これらの新設組織の設立趣旨・審議予定等は次章で詳しく紹介しているが、いずれの組織も日々変化する我が国経済の新たな課題について活発な審議を行っている。

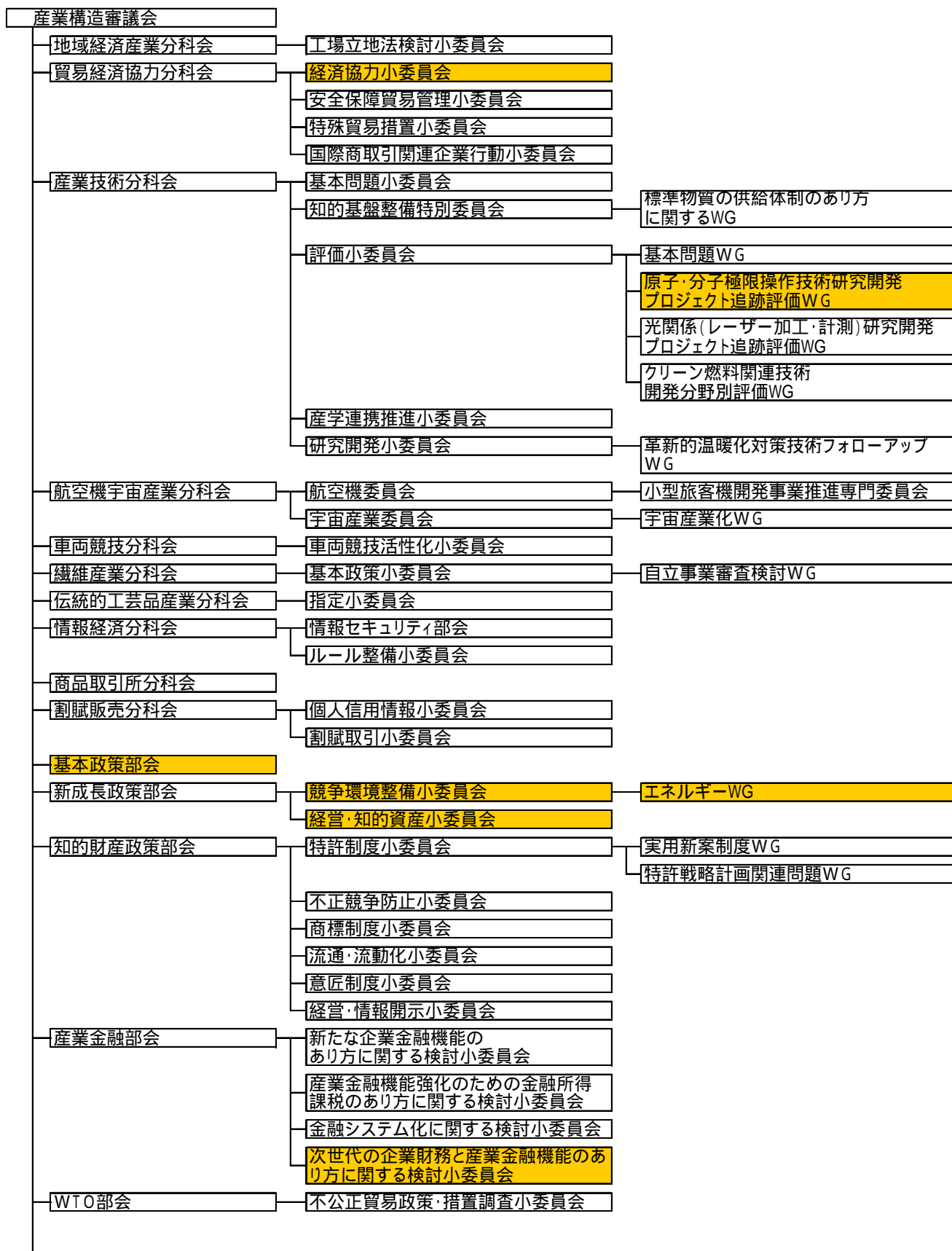
### 開催状況

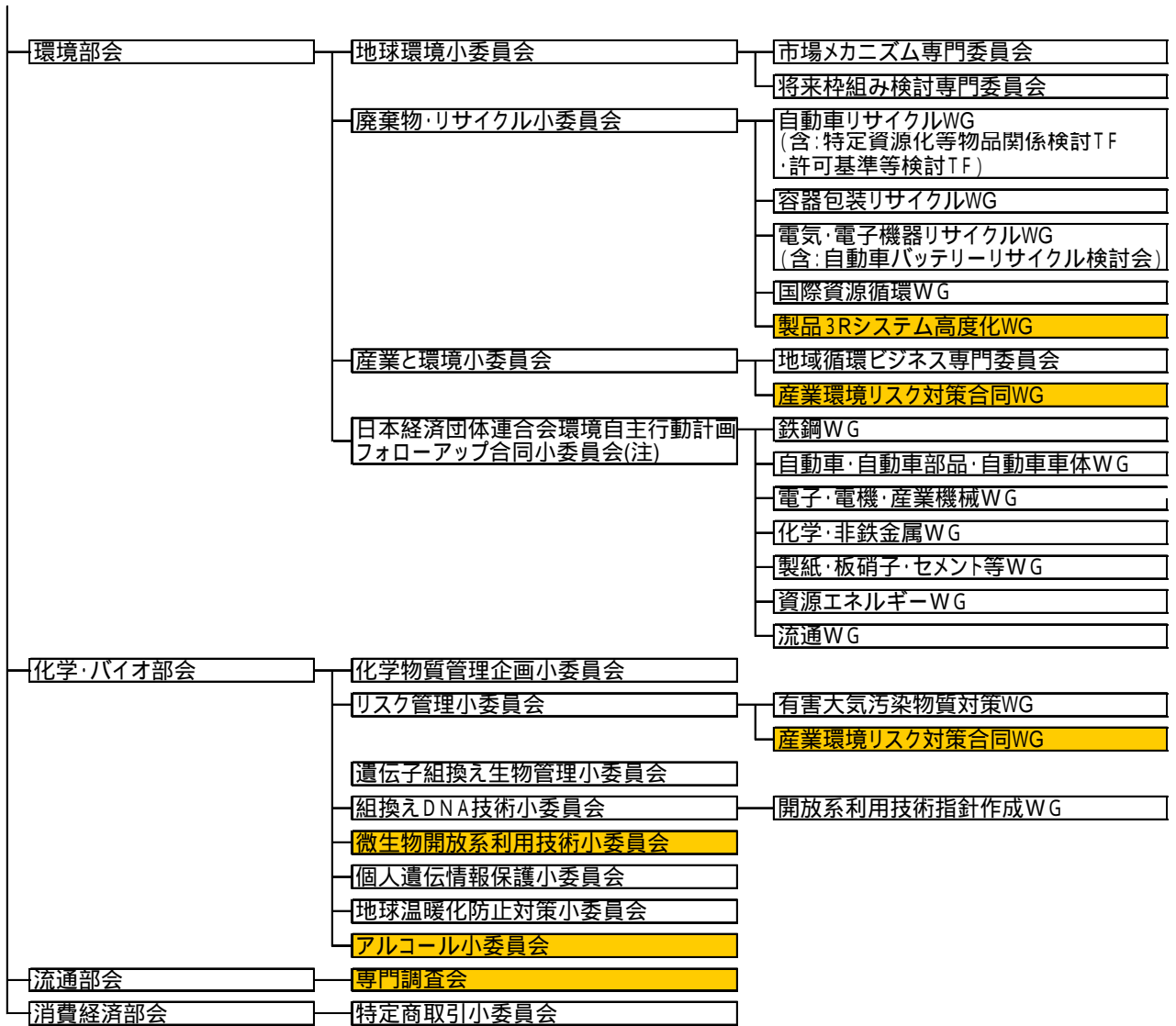
直近の一年間で、総会1回、分科会/部会29回、小委員会等169回開催されており、開催状況・議事要旨は随時、経済産業省のホームページにおいて広く公開されている。

### 答申・報告書等

直近の一年間に35件の答申・報告書等のとりまとめがなされており、その概要は経済産業省のホームページにおいても公開されている。これらは、今後の経済産業政策の運営に広く反映されていくものと位置づけられている。

図 産業構造審議会の組織(平成17年8月3日現在)





: 新設された組織





# 組織の変更

## 1. 新たに設置された組織

### 貿易経済協力分科会

「経済協力小委員会」(平成17年5月設立)

小委員長：佐々木 幹夫(三菱商事(株)取締役会長)

### 設立趣旨

(1) 我が国がODAを開始してから半世紀が経過した。現在、国際社会では、2000年にミレニアム開発目標を策定して途上国の開発問題に取り組んできたことに加え、多発する紛争やテロを予防し、平和を構築する観点から、開発問題をG8サミットプロセスにおいて取り上げ、その取組強化が図られているところ。

(2) 国内における経済協力をめぐる動きとしては、近年の厳しい財政状況の下、ODA額についても大幅な削減がなされている状況。また、アジアをはじめとする途上国が経済成長を遂げつつあり、公的債務縮減を求める傾向が強まる中で、円借款に対するニーズが多様化するなど、我が国経済協力を巡る環境も変化。

(3) このような中、経済協力を巡る国内外の動向を踏まえつつ、これまでの50年間にわたる我が国経済協力の成果を検証・分析するとともに、ODAと民間経済活動との連携を強化するという観点から、今後の我が国経済協力政策のあり方について検討するため、貿易経済協力分科会の下に「経済協力小委員会」を新たに設置した。

### 検討事項

我が国の経済協力を巡る状況変化と今後の在り方等について

- ・ 我が国経済協力の50年に亘る成果
- ・ 我が国経済協力を取り巻く昨今の状況変化
- ・ 我が国経済協力の戦略的活用に向けて

### 審議スケジュール

- 第1回 平成17年 5月24日(現状認識、問題意識の確認等)
- 第2回 平成17年 6月13日(中間取りまとめ骨子の検討等)
- 第3回 平成17年 6月30日(中間取りまとめ(案)に関する審議)

平成17年 7月22日 中間取りまとめ(副題:「我が国経済協力の成功体験を踏まえた『ジャパン・ODAモデル』の推進」)を公表。

## 産業技術分科会

「原子・分子極限操作技術研究開発プロジェクト追跡評価ワーキンググループ」  
(平成17年5月設立)

座長：菊池 純一(青山学院大学教授)

## 設立主旨

追跡評価は、実施した研究開発プロジェクトが社会に与えた効果やインパクトについて明らかにするとともに、今後実施されるプロジェクトの企画、運営方法、フォローアップ体制等の改善に資するため、プロジェクト終了後数年が経過した後に行うものである。

平成4年度から平成13年度にかけて実施された「原子・分子極限操作技術研究開発プロジェクト」は、新素材、化学、エレクトロニクス、バイオテクノロジー等の各種産業分野における共通基盤技術として、原子・分子を精密に観察し操作する技術の開発を目的として実施されたものであり、開発対象技術の先進性に加え、その成果は様々な技術の発展に大きく関連しているものと考えられる。

このため、平成17年度の追跡評価の対象として、「原子・分子極限操作技術研究開発プロジェクト」を取り上げ、標記のワーキンググループを設置し、検討を行うこととした。

## 検討事項

対象プロジェクト(「原子・分子極限操作技術研究開発プロジェクト」)の追跡評価を実施する。

## 審議スケジュール

- |     |       |       |               |
|-----|-------|-------|---------------|
| 第1回 | 平成17年 | 10月上旬 | 追跡調査結果の報告     |
| 第2回 | 平成17年 | 11月下旬 | 追跡評価報告書(案)の審議 |

## 基本政策部会（平成17年4月設立）

部会長：橋木 俊詔（京都大学大学院経済学研究科教授）

### 設立趣旨

少子高齢化と人口減少社会の到来、グローバル化と国際競争の激化、個人化や知識経済化といった大きな構造的変化の中で、日本の経済社会の仕組みは抜本的な変革が求められている。また、その中で、選択の自由とリスクの増大に対する個人の対応力も高めていく必要がある。

こうした中、日本の経済社会の持続的な活力の向上を実現するためには、経済社会の現実とその背後にある問題の本質を見据え、制度毎・分野毎の見直しに留まらないトータルな視点から国民の理解と納得を得られるような長期的かつ体系的なグランド・デザインを示していくことが必要。

このため、経済産業省では、産業構造審議会に基本政策部会を設置し、所要の検討を開始した。

### 検討事項

- ・ 成長力の向上
- ・ 適切なマクロ経済運営
- ・ 政府のスリム化と民が担う公共の拡大
- ・ 将来世代の活力の向上
- ・ 個人の意欲・能力の向上と企業の活力の向上 など

### 審議スケジュール

- |     |       |       |
|-----|-------|-------|
| 第1回 | 平成17年 | 4月15日 |
| 第2回 | 平成17年 | 5月10日 |
| 第3回 | 平成17年 | 5月31日 |
| 第4回 | 平成17年 | 6月8日  |
| 第5回 | 平成17年 | 6月17日 |

## 新成長政策部会

「経営・知的資産小委員会」(平成17年2月設立)

小委員長：池島 政広(亜細亜大学・亜細亜大学短期大学部学長)

### 設立趣旨

近年、企業等の競争力及び企業価値の源泉として、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の「知的資産」を活用した経営(「知的資産経営」)の果たす役割が重要となってきたしており、資本市場側も企業等の評価において、こうした無形の資産をより重視する傾向が国際的にも強まっている。

しかしながら我が国では、自らの価値が市場で過小評価されているとの不満を企業が依然として有しているなど、市場の認識とのギャップは厳然として存在している。こうした状況を解消するためには、企業等が、改めて自らの強みとその源泉である知的資産を正確に認識してそれを管理し、活用する経営方針を実践し、それを積極的にステークホルダーに示し、一方でステークホルダーもそれを適切に評価できるようにすることが重要である。

さらに、こうした知的資産を管理・活用していく経営の実践とそれへの評価を通じ、いわゆる日本的な経営の再評価、企業再生の円滑化、意図しない技術流出や企業買収の防止、健全な金融システムの発展にもつながることが期待される。

こうしたことから、経営のあり方、企業等の価値の捉え方、その源泉となる知的資産を日本的な要素も踏まえて明確にするとともに、その管理や開示の仕方、評価など、ステークホルダーと企業等との認識ギャップを減らし、企業等の価値向上と知的資産の創造に向けたよい循環が生まれていくような仕組みを検討する。

### 検討事項

- 経営と企業等の価値の捉え方
- 知的資産の認識・評価の切り口
- 適切な情報開示のあり方・仕組み・指標
- 内部マネジメントのあり方
- 第三者による監査・保証のあり方

### 審議スケジュール

- 第1回 平成17年 2月25日
- 第2回 平成17年 3月28日
- 第3回 平成17年 4月18日
- 第4回 平成17年 5月13日
- 第5回 平成17年 6月10日

## 「競争環境整備小委員会」(平成17年2月設立)

小委員長：系田 省吾(東京経済大学現代法学部教授)

### 設立趣旨

- (1) 公益事業分野における規制緩和の進展に伴う既存事業者と新規参入者との間の競争及び紛争の発生、技術標準の獲得を巡る情報市場における競争の激化、選択と集中を進めるための企業再編の活発化等を背景に、市場における競争環境を整備するなど、市場競争を促進する政策を展開することが、産業政策を展開する上でも重要となっている。
- (2) 以上のような問題意識の下、市場における事業者間の公正かつ有効な競争の実現のための政策を企画立案していくためには、
- 競争政策の観点から重点的に分析を行うべき市場は何か、
  - 当該重点市場における競争状況を客観的に分析、あるいは評価する手法は何か、
  - を踏まえた上で、当該重点市場において競争政策上求められるルールは何か、
- といった点を検討する必要がある。そのため、その検討に当たり、競争政策に造詣の深い法律・経済の専門家から有用な助言を得るための議論を行う場として、産業構造審議会新成長政策部会に「競争環境整備小委員会」を設置した。

### 検討事項

規制緩和が進展し、既存事業者間と新規参入者との間の競争及び紛争が発生している電力・ガス市場における競争状況、及び、ネットワーク経済性が存在する技術標準・情報市場における競争状況など重点市場の競争状況の分析・評価

分析・評価の過程で提起される競争政策上の課題への対応策

### 審議スケジュール

第1回 平成17年 3月22日 電力市場の競争状況調査について、技術標準・情報市場の競争状況調査について 他

**「競争環境整備小委員会 エネルギー・ワーキンググループ」(平成17年3月設立)**

座長：鶴田 俊正(専修大学名誉教授)

**設立趣旨**

規制緩和が進展し、既存事業者と新規参入者との間の競争及び紛争が発生している電力・ガス市場における競争状況の分析・評価を行うため、エネルギー分野における競争政策に造詣の深い法律・経済の専門家から構成されるエネルギー・ワーキンググループを設立した。

**検討事項**

電力・ガス市場における競争状況を客観的に分析、あるいは評価する手法は何か

の電力・ガス市場における競争状況の評価結果を踏まえた上で、競争政策上求められるルールは何か

**審議スケジュール**

第1回 平成17年 7月15日 電力市場調査の結果について

## 産業金融部会

「次世代の企業財務と産業金融機能のあり方に関する検討小委員会」(平成16年12月設立)

小委員長：柳川 範之(東京大学大学院経済学研究科助教授)

## 設立趣旨

不良債権処理が進展し、企業の資金調達環境が改善する中、企業財務のニーズも多様化。資金調達においては、当座の資金量の確保に限らず、事業戦略に応じた最適な調達手法を選択(量から質へ)。また、グループでの財務一体管理、事業の選択と集中に応じた財務の最適化、ファイナンス手法を活用したリスク管理にも取り組むなど、企業財務の高度化が進展(経営と財務の融合)。

企業は、事業活動に伴う様々なリスクについて、自社の経営資源を活用した自らの金融機能の活用(金融機能の内製化)、市場のリスク分散機能の活用(金融機能の市場化)など、企業内外の多様な金融機能を駆使してリスクの管理・分散を図る動きが見られる。

このような状況下、企業財務と産業金融の課題と方向性についての検討を実施するため、本小委員会を設置し、7回に渡り審議を実施した。

## 検討事項

- 市場を活用した資金調達手法の発展
- 企業の待機資金活用の適正化・高度化
- 財務手法を活用したリスク管理手法の発展
- 高度化する企業財務に応じた金融サービスの担い手のあり方

## 審議スケジュール

第1回	平成17年	1月28日	企業財務と産業金融の現状と課題
第2回	平成17年	2月21日	資金調達における現状と課題
第3回	平成17年	3月29日	金融サービスの担い手に関する現状と課題
第4回	平成17年	4月21日	財務手法によるリスク管理に関する現状と課題
第5回	平成17年	5月16日	資金運用における現状と課題
第6回	平成17年	6月10日	これまでの議論の整理
第7回	平成17年	7月8日	報告書案について



## 環境部会

「廃棄物・リサイクル小委員会 製品3Rシステム高度化ワーキング・グループ」(平成17年1月設立)

座長：永田 勝也(早稲田大学理工学部教授)

## 設立趣旨

循環型経済社会の構築に向けて、我が国では、大きく分けて業種毎及び製品毎という2つの観点から、各種リサイクル法制やガイドラインの整備により、3R推進の取組を進めてきた。これまで3Rの徹底を推進するために、下流段階の回収・リサイクルだけでなく、設計・製造といった上流段階においても使用済みとなった後のリユース性・リサイクル性を考慮した取組を進めてきたところであるが、これらの取組が社会全体としてシステムとして機能を発揮するためには、上流から下流に至る製品のライフサイクルに係る各段階において、環境配慮設計情報が十分に活用される仕組みを強化するとともに、消費者の製品選択の際において、このような環境配慮された製品が新たな価値として積極的に認知されていることが不可欠である。

このような状況を踏まえ、製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品毎の3Rシステムの高度化を図るために必要な措置について検討を行うことを目的として、廃棄物・リサイクル小委員会の下に、製品3Rシステム高度化ワーキング・グループが設置された。

## 検討事項

上流及び下流各段階における環境配慮情報の共有・活用の在り方  
消費者・需要家からの製品に関する環境情報ニーズへの対応の在り方  
製品の環境配慮設計措置に関する国際標準化等への対応の在り方

## 審議スケジュール

第1回	平成17年	1月25日	
第2回	平成17年	2月21日	
第3回	平成17年	3月22日	
第4回	平成17年	4月12日	中間とりまとめ
第5回	平成17年	5月31日	
第6回	平成17年	7月7日	
第7回	平成17年	8月1日	

## 環境部会、化学・バイオ部会

「産業環境リスク対策合同ワーキンググループ」(平成17年5月設立)

座長：中西 準子((独)産業技術総合研究所化学物質リスク管理研究センター長)

### 設立趣旨

平成16年5月の大気汚染防止法の改正では、「揮発性有機化合物の排出抑制対策は、規制と事業者が自主的に行なう取組とを適切に組み合わせて効果的な排出抑制を図る」旨が規定され、規制と自主的取組の双方により排出を削減する法的枠組みとなり、それにより平成22年度までに平成12年度比3割削減を目指すとされた。これは産業界におけるこれまでの有害大気汚染物質の排出削減に係る自主的な取組の成果を評価したものである。この大気汚染防止法の改正を受け、産業界における揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制に係る自主的取組を推進し、環境を保全しながら経済発展を持続させるという環境と経済の両立の観点から費用対効果の高い方策として、目標達成に向けた効果を上げていく必要がある。このようなことから、VOCの排出抑制に係る事業者の自主的取組のあり方及び評価、有害大気汚染物質に関する自主管理のフォローアップ等を審議するため、産業と環境小委員会の下に、化学・バイオ部会リスク管理小委員会と合同で産業環境リスク対策合同ワーキンググループを設置する。

### 検討事項

VOC排出削減に係る事業者の自主的取組のあり方

- ・VOC排出削減に係る事業者の自主行動計画の策定指針
- ・業界単位の自主行動計画の評価

有害大気汚染物質に関する自主管理のフォローアップ

### 審議スケジュール

第1回	平成17年	6月	1日
第2回	平成17年	7月	8日

## 化学・バイオ部会

「アルコール小委員会」(平成17年2月設立)

小委員長：木村 福成(慶應義塾大学経済学部教授)

### 設立趣旨

工業用アルコールは、幅広い用途に用いられ、国民生活及び産業活動に不可欠な基礎物資として、昭和12年に制定されたアルコール専売法に基づき、約60年余にわたり国による専売制度の下で供給されてきた。しかし、平成9年の行政改革会議最終報告及び産業構造審議会アルコール部会答申を受け、平成11年にアルコール専売事業の民営化が閣議決定され、平成13年にアルコール専売法は廃止された。

上記アルコール部会答申においては、アルコール専売制度の廃止とともに、制度の変更に伴う事業者への影響を緩和するため、アルコール専売制度廃止後5年間を目途に、非営利法人のNEDOに一手購入機能を付与するという暫定措置を講じることが望ましいとされ、その結果アルコール事業法に暫定措置規定が置かれることとなった。

アルコール専売制度廃止から5年が経過する平成18年3月末で、予定通り暫定措置を終了する等について最終確認を行うため、産業構造審議会化学・バイオ部会の下に「アルコール小委員会」を設置した。

### 検討事項

暫定措置期間の終了

NEDOアルコール部門の特殊会社化 等

### 審議スケジュール

第1回 平成17年 2月10日

## 「微生物開放系利用技術小委員会」(平成17年5月設立)

小委員長：藤田 正憲（高知工業高等専門学校校長（大阪大学名誉教授））

### 設立趣旨

本年3月に告示した「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」は、微生物の働きを利用して環境浄化事業を図る際の安全性評価手法及び管理手法の基本的要件の考え方を示したものであり、事業者は自らが行う環境浄化事業が本指針に適合しているかの確認を経済産業大臣及び環境大臣に求めることが出来ることとしている。

これら指針に基づく確認申請の内容を審査し、また、本指針の運用及びバイオレメディエーションの一層の促進を図るために委員会を設置した。

### 検討事項

微生物によるバイオレメディエーション利用指針に係る審査・運用及びバイオレメディエーションの促進のための検討。

### 審議スケジュール

第1回 平成17年 6月20日

第2回 平成17年 8月 1日

なお、「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」は、環境省と共同で告示したため、これに係る確認審査は環境省の中央環境審議会水環境・土壌農薬合同部会バイオレメディエーション小委員会審査分科会と合同で行う。

## 流通部会

「産業構造審議会流通部会中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議」(平成16年9月6日設置)

議長：上原 征彦(明治大学大学院教授)

## 設立趣旨

近年、モータリゼーションの進展や人口の郊外化によって、大型店の郊外進出が進む一方で中心市街地の衰退に歯止めが掛からない地域が多い。また、少子高齢化と核家族化が進む中、コミュニティの再生が求められている。

当合同会議は、以上の環境の変化を踏まえ、大型小売店舗立地法第4条の指針(以下、指針)の改定とまちづくり三法移行後の関連施策をレビューするため、設置された。

## 検討事項

法施行後の環境変化等を踏まえて、指針で規定すべき事項について検討し、平成17年2月27日に「大規模小売店舗立地法第4条の指針改定案策定にあたって(報告書)」として取りまとめた。

平成10年のまちづくり三法への政策転換以降の中心市街地をとりまく環境変化を踏まえ、関係者からのヒアリング等を経た上で関連施策についてのレビューを行った。平成17年7月8日第11回会議においては、今後の方向性を取りまとめた「合同会議中間取りまとめ(案)」について審議した。

## 審議スケジュール

- 第1回 平成16年 9月 6日  
小売業の現状について  
まちづくり3法の運用状況について
- 第2回 平成16年 10月 5日  
大規模小売店舗立地法の指針の見直しについて  
全国の中心市街地の状況について
- 第3回 平成16年 10月21日  
ヒアリング：日本及び諸外国の関連制度等について
- 第4回 平成16年 11月 1日  
ヒアリング：地方自治体の取組について
- 第5回 平成16年 11月 4日  
ヒアリング：商業関係者の現状と要望について
- 第6回 平成16年 12月22日  
大規模小売店舗立地法の指針の見直しについて  
ヒアリング：まちづくりの現場から、生活者の視点から

第7回 平成17年 2月23日

大規模小売店舗立地法の指針の見直しについて(パブリックコメント結果等)

まちづくり三法をとりまく状況などについて

第8回 平成17年 4月11日

中心商業地区のまちづくり活動及び活性化に向けた方策(ヒアリング：佐世保市の取り組み、我が国におけるまちづくり活動、米国のまちづくり制度)

第9回 平成17年 4月27日

小売店舗に関連する「まちづくり条例」について

中心市街地活性化支援の現状と課題等について

第10回 平成17年 6月 3日

報告書案の方向性について

第11回 平成17年 7月 8日

合同会議中間取りまとめ(案)について

「産業構造審議会流通部会中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議専門調査会」(平成16年10月12日設置)

議長：上原征彦(明治大学大学院教授)

設立趣旨

当専門調査会は、合同会議本会議での大規模小売店舗立地法第4条の指針(以下、指針)の見直しについての審議を受けて、技術的な調査・作業(駐車場の利用状況や大型店周辺地域で生じている問題の実態などを把握するために、設置者から収集したデータの分析や関係者からのヒアリング、及び、指針の見直しについての報告書案の起草)を行うため設置された。

検討事項

旧指針改定についての報告書案策定のために、大店立地法制定時や旧指針策定時の考え方を改めて検証し、その上で、出店状況等の変化、指針に関連する他法令等の進展、アンケート調査結果や各種統計の分析等法施行後の環境変化等を踏まえて、指針で規定すべき「周辺地域の生活環境」の範囲、定量的基準の見直し、地方公共団体の弾力的な運用の確保、大型店の社会的責任などについて検討した。

審議スケジュール

- 第1回 平成16年 10月12日  
大店立地法の指針の見直しについて  
運用主体(地方自治体)からのヒアリング
- 第2回 平成16年 11月 2日  
商業者からのヒアリングなど
- 第3回 平成16年 11月 5日  
指針の見直しに関する主要論点について
- 第4回 平成16年 11月12日  
指針の見直しの方向性について
- 第5回 平成16年 12月14日  
指針改定(案)などについて

## 2 . 解散された組織

### エネルギー・環境特別部会

(平成16年1月設立、平成17年7月廃止)

部会長：奥田 碩(社団法人日本経済団体連合会会長)

### 解散趣旨

エネルギー・環境特別部会は、エネルギーと環境に関する幅広い審議を行うことを目的に設置した。審議の成果として、エネルギー環境政策等に関する「10の提言」を取りまとめており、所期の目的を達成しているものと考えられ、今後当面活動を予定していないことから廃止する。

### 審議スケジュール

第1回	平成16年	1月21日	
第2回	平成16年	3月1日	
第3回	平成16年	4月7日	
第4回	平成16年	5月24日	
第5回	平成16年	6月16日	10の提言を取りまとめ
第6回	平成16年	11月18日	



## NPO部会

(平成13年9月設立、平成17年7月解散)

議長：本間 正明(大阪大学大学院経済学研究科教授)

## 解散趣旨

NPO部会は、経済社会におけるNPOの役割とその発展がもたらす影響について分析するとともに、NPOが経済主体として健全に発展する上で隘路となっている課題を明らかにし、その解決のために必要な措置について提言することを目的に設置した。審議の成果として、中間取りまとめを行い、政策提言を実施しており、所期の目的を達成しているものと考えられることから、いったん解散するものとし、今後検討すべき政策課題やそのための体制については、今後見直しを行っていく。

## 審議スケジュール

第1回	平成13年	9月27日	
第2回	平成13年	11月6日	
第3回	平成13年	12月19日	
第4回	平成14年	1月22日	
第5回	平成14年	2月19日	
第6回	平成14年	3月15日	
第7回	平成14年	4月5日	
第8回	平成14年	5月14日	中間とりまとめ
第9回	平成15年	7月7日	



# 答申・報告書等

## 貿易経済協力分科会

### 「我が国経済協力の成功経験を踏まえた『ジャパン・ODAモデル』の推進」 貿易経済協力分科会経済協力小委員会（平成17年7月）

#### 報告書の概要

経済協力を巡る国内外の動向を踏まえつつ、これまでの50年間にわたる我が国経済協力の成果を検証・分析するとともに、今後の我が国経済協力政策の在り方について検討し、以下を主な内容とする中間取りまとめを行った。

#### （1）我が国経済協力の50年にわたる成果

東アジア地域において、ハードインフラ、ソフトインフラ及び産業人材育成からなる経済発展基盤整備に、円借款と技術協力を主なツールとして活用してきた我が国の経済協力は、「ジャパン・ODAモデル」として、途上国自身の計画的取組を通じた自立的な経済発展を促し、民間投資を通じた経済成長のダイナミズムに寄与した。

#### （2）我が国経済協力の戦略的活用に向けて

今後は、我が国経済協力を取り巻く昨今の状況変化を踏まえつつ、引き続きアジア地域を重点として、民間活力の活用のための貿易・投資環境整備、東アジアとの経済連携強化、地球的規模の課題解決への貢献に重点を置いた経済協力を行うとともに、アフリカその他の地域に対しても、「ジャパン・ODAモデル」を拡大していくことが必要。

同時に、経済協力の効果・効率を高めるため、円借款・無償資金協力・技術協力の連携、官民パートナーシップの推進等の経済協力手法の有機的連携と新たな手法の開発に取り組むとともに、適切な評価・情報発信を行うことが重要。

## 産業技術分科会

「技術革新を目指す科学技術政策 - 新産業創造に向けた産業技術戦略 -」(報告書)

産業技術分科会基本問題小委員会(平成17年2月15日)

第3期科学技術基本計画の策定を視野に入れながら今後の科学技術政策の在り方について、平成16年3月から産業構造審議会産業技術分科会基本問題小委員会において審議・検討を行い、本年2月に最終報告書「技術革新を目指す科学技術政策 - 新産業創造に向けた産業技術戦略 -」を取りまとめた。

## 報告書の概要

地球温暖化問題等の深刻化、少子高齢化の進行、中国・韓国等のキャッチアップ、国の財政収支の悪化などの我が国が直面する課題を克服し、新しい成長モデルを構築する上で鍵となるのはイノベーション。イノベーションを促進するためにはナショナル・イノベーション・システムを本格駆動させていくことが必要であり、そのためには以下の4つについて優先的な政策的対応が必要。

### (1) 政府研究開発投資の戦略的展開

グローバル競争の熾烈化、少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化等の中で、目指すべき経済・社会の目標を明確にし、その実現に向けて、産学官が叡智を結集し一体となって取り組むことが不可欠。

そのため、まず具体的な政策目標を掲げることが重要。その上で、その目標の実現に必要な研究開発から成果の実用化・普及に必要な関連施策について、関係府省・機関や官民の役割分担を明確にしつつ、これらの施策を糾合する新たな取組(府省連携「イニシアティブ」)が必要。その際、メリハリの効いた重点化を図るためのツールとして「技術戦略マップ」を活用。

### (2) 理工系教育の質の向上と人材の育成・確保

生産年齢人口の減少の危機と技術継承の危機に加え、学力低下、理工系離れなど人材資源に関しては質、量両面で深刻な状況。

我が国大学・大学院の教育が国際的水準に程遠いのは、多くの大学・大学院の教育が産業界や社会のニーズと乖離していることが一因。

大学教育の質の向上のためには、産業界の積極的な協力が必要であり、具体的には学力プロファイルの産学マッチング、実践的インターンシップ、製造中核人材育成等の産学共同実践教育が必要。

これらの取組とあわせ教育活動に対する大学や教官のインセンティブを高めることも重要。具体的には教育に関する機関評価が大学の運営費交付金の配分に反映される仕組みの導入、教育と研究を分けるエフォート管理の導入に

よる教育活動の適正な評価、大学の中期目標、中期計画に産学協力による教育活動の明確な位置付けなどが重要。

また、学生が理工系を目指すインセンティブを高めることも不可欠。産業界が採用時にドクターを厚遇するなど積極的な取組が求められる。

### (3) 基礎研究の競争環境・透明性の向上

産業技術の高度化、科学と技術の距離の近接などオープン・イノベーションの必要性が高まる中でますます重要となっている基礎研究については、「競争性」「透明性」「戦略性」をキーワードとしてそのレベルアップを図ることが必要。具体的には、総合科学技術会議を中心として、米国の競争的研究資金制度をも参考にしつつ、大学や公的研究機関における競争環境の導入の徹底、研究資金の配分実態と成果についての情報発信の徹底、産学によるマッチングファンド型の資金配分を重視する等、戦略的な取組等が必要。

### (4) 産学官連携網の機能強化

第1期、第2期基本計画期間中を通じた様々な制度改革により産学連携を促進する制度の整備は米国と比較しても遜色のない状況であるが、連携の実績は、TLOのロイヤリティー収入が米国の1/200の水準、我が国企業が海外の大学等に共同研究・委託研究で提供する資金は国内大学向けの約2倍であるなど、未だ発展途上。

今後は制度の運用を上げていくことが必要であり、そのためには、例えば、大学の産学連携活動を評価、公表し、ベストプラクティス等の評価結果を大学・知財本部、TLOにフィードバックする仕組みなどが必要。

## 「技術戦略マップ」

産業技術分科会研究開発小委員会（平成17年3月15日）

### 「技術戦略マップ」の概要

#### （1）目的

技術戦略マップ及びその策定プロセスを通じて、  
当省が行っている研究開発投資に関し、その考え方、内容、成果等について国民に説明を行い、理解を求める。  
技術動向、市場動向等を把握するとともに、重要技術の絞り込み等を行い、当省が研究開発プロジェクトを企画立案するための政策インフラを整備する。  
専門化する技術、多様化する市場ニーズ・社会ニーズに対応するため、我が国の研究開発に関し、異分野・異業種の連携、技術の融合、関連施策の一体的実施等を促進するとともに、産学官の総合力を結集する。

#### （2）内容

技術戦略マップは、導入シナリオ、技術マップ、及びロードマップの3部構成とする。

研究開発とともにその成果を製品、サービス等として社会、国民に提供していくために取り組むべき関連施策を含めた「導入シナリオ」。

市場ニーズ・社会ニーズを実現するために必要な技術的課題、要素技術、求められる機能等を俯瞰するとともに、その中で重要技術を選定した「技術マップ」。

研究開発への取組による要素技術、求められる機能等の向上、進展を時間軸上にマイルストーンとして示した「ロードマップ」。

#### （3）策定分野

##### 情報通信分野

半導体、ストレージ・不揮発性メモリ、コンピュータ、ネットワーク、ユーザビリティ（ディスプレイ等）、ソフトウェア

##### ライフサイエンス分野

創薬・診断、診断・治療機器、再生医療

##### 環境・エネルギー分野

CO<sub>2</sub>固定化・有効利用、脱フロン対策、化学物質総合管理、3R、エネルギー（資源エネルギー庁にて策定中）

##### 製造産業分野

ロボット、航空機、宇宙、ナノテク、部材、MEMS、グリーンバイオ

## 「産業構造審議会産業技術分科会評価小委員会における評価報告書」

### 産業技術分科会評価小委員会

#### 報告書の概要

産業技術分科会評価小委員においては、平成13年4月の第1回の開催から、経済産業省技術評価指針に基づき研究開発事業等の評価に係る審議を行ってきており、審議・了承された評価結果は評価報告書として取りまとめている。

直近の評価小委員会（平成17年1月21日、平成17年3月25日、平成17年4月21日、平成17年5月20日、平成17年7月25日）では35件について審議、了承され、評価報告書として取りまとめられた。

取りまとめた評価結果は、より効率的・効果的な研究開発の実施や資源配分の重点的・効率的配分等に反映することとしている。

なお、評価小委員会におけるこれまでの評価総数は129件となった。

また、評価小委員会では、研究開発プロジェクトが社会に与えたインパクトについて明らかにするとともに、今後実施されるプロジェクトの企画、運営方法、フォローアップ体制等の改善に資するため、プロジェクト終了後数年を経たものを対象に、必要に応じて追跡評価を実施しており、上述の評価件数にはこれらも含んでいる。直近では、「超先端加工システム研究開発プロジェクト」を取りあげて追跡評価し、審議・了承され、評価報告書として取りまとめられた。



## 航空機宇宙産業分科会

### 「小型旅客機開発事業推進専門委員会中間報告」

航空機宇宙産業分科会航空機委員会小型旅客機開発事業推進専門委員会（平成16年8月30日）

## 報告書の概要

### （1）はじめに

設置の趣旨：小型旅客機の事業化を円滑に進めるための課題の検討

### （2）小型旅客機開発の意義

我が国航空機産業発展の歴史

航空解禁（昭和27年） 国産機開発（昭和30～40年代） 国際共同開発（日本側参画比率 B767；15% B777；21% B7E7；35%・主翼開発見込み）

我が国航空機産業の一段の飛躍のためには航空機の全機開発及び事業化の成功が必要

### （3）小型旅客機開発の現状

平成15年度から平成19年度までの5年間

三菱重工業（取りまとめ）、富士重工業及び財団法人日本航空機開発協会が開発実施

平成15年度は市場調査、基礎技術研究を実施。平成16年度は機体の基本仕様を決定し、構想設計、基本設計を実施予定。

### （4）小型旅客機開発事業推進に当たっての今後の検討課題

国、地方自治体、大学・研究機関、メーカー、エアライン、商社、各界の有識者など関係者が一丸となった環境整備が必要。そのためにも、事業者は適切なアカウンタビリティ（説明責任）を果たすべき。

審議の経過で挙げられた課題・論点は以下のとおり。

（注）なお、検討事項はこれらに限られず、検討を進める課程で更なる課題が生じる場合は、節目節目で論点整理を行い、検討課題を追加。

機体サイズ・・・事業の実施主体であるメーカーが主体的に決定

- ・ 30席クラス...競争力の高い競合機が無い市場参入は容易だが市場規模は大きくない。短距離路線における市場獲得のためには低コスト性が必要。
- ・ 50席クラス...米国等で一定の需要が見込まれ、競合機の競争力は高くないと考えられるが、国内の需要はそれほど見込まれない。
- ・ 70席クラス...米国、アジア等で市場の拡大が見込まれるが、競争力

の高い新型競合機が投入されており、市場獲得のためには厳しい競争に勝ち抜くことが必要。

いずれにせよ国内エアラインで活用されなければ海外展開は困難。なお、エアラインとしては機材の購入に際し座席数だけでなく運航コスト等様々な要素を考慮。

#### 新機材の特長

事業成功のため小型旅客機の特長（セールスポイント）を明確化し、他の機材との差別化を図ることが必要。具体的な視点は以下のとおり。

- ・国際的に競争力のある機体価格
- ・パイロットの需給逼迫への対応
- ・運航コスト・整備費の低減
- ・高離着陸性能
- ・アフターサービスの充実
- ・低騒音・低環境負荷

等

#### ビジネスモデル

技術面での諸課題の克服以上に重要な課題。具体的な検討の視点は以下のとおり。

- ・所有主体と運航主体を分離するなど、運航事業者のリスクを低減し、機材の所有主体と運航主体双方にとってメリットが出るようなモデルの開発
- ・輸出ファイナンス、貿易保険の活用を検討
- ・地域振興の一環としてのビジネスモデルの検討

等

#### 国が果たす役割

国又は地方自治体の役割として以下の措置を検討すべき。

- ・長期的視野に立った政府の積極的な支援及びその継続やPR活動
- ・他国の事例も踏まえ国際ルールに則ったセールスファイナンス、海外売り込み
- ・我が国での型式証明の円滑な取得等のための審査体制の強化
- ・空港整備、空港内の小型機向けの施設整備
- ・ダーボプロップ機と比較して高い着陸料等の各種空港料金の低減
- ・混雑空港への小型機乗り入れ制限の緩和
- ・地方路線の維持・拡大に伴う優遇措置
- ・機材導入補助制度の拡充

等

#### 事例研究

- ・日本国内と異なり海外では小型機が活用されていることの要因分析
- ・国産旅客機開発の前例であるYS-11の事例研究、教訓の活用
- ・欧米におけるパイロットの養成の実態

等

( 5 ) おわりに

審議の経過 ( プレゼンテーションを行った委員の紹介等 )

今後の予定 : 秋以降再開し、個々の課題を具体的に検討

## 「宇宙産業化ワーキンググループ中間報告」

航空機宇宙産業分科会宇宙産業委員会宇宙産業化ワーキンググループ

(平成16年8月)

### 報告書の概要

産業構造審議会航空機宇宙産業分科会宇宙産業委員会において「宇宙産業化」を検討するためのワーキンググループの設置を決め、平成15年9月以降、中長期的な宇宙ビジネスのあり方を検討するべく議論を行い、平成16年8月、中間報告をとりまとめた。概要は以下のとおり。

#### (1) 宇宙産業の規模及び宇宙関係技術開発の民生分野への波及

宇宙産業を大きく宇宙機器産業、宇宙利用サービス産業、宇宙関連民生機器産業、ユーザー産業の4つに分類して産業規模の推計を実施。

平成14年度(2002年度)の宇宙産業の全体規模は3兆8600億円

#### (2) 人工衛星開発における産業化のための課題

共通衛星バスの作成、SERVISプロジェクト等の民生用部品の活用、中小企業・大学との連携強化、アジア諸国との連携強化を推進。

#### (3) 宇宙輸送システム開発における産業化のための課題

ロケット打上げサービスに対する付加価値税や人工衛星及びその部品に対する付加価値税等の税制及び、安全規制等のロケット発射場の整備の必要性について提言。

#### (4) 宇宙産業化のための環境整備

国際標準規格の制定促進、共同利用施設・設備の整備、技術移転の促進が宇宙の産業化のために必要。

#### (5) 宇宙利用プロジェクト

準天頂衛星システム、次世代型観測衛星システム、宇宙太陽発電システム、成層圏プラットフォーム等の次世代プロジェクトを紹介。

## 車両競技分科会

「日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会の平成17年度補助事業計画等について」(答申)

車両競技分科会(平成17年3月15日)

## 答申の概要

平成17年度日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会の機械工業振興補助事業及び公益振興補助事業に係る事業計画及び収支予算については、原案のとおり了承する。ただし、日本自転車振興会の公益事業振興資金特別会計のうち、「地域振興事業補助金」及び「非常災害の復旧及び援護事業補助金」については、予算の総額を了承することとし、平成18年度事業計画及び収支予算の審議の際に、実施状況を報告すること。同様に、日本小型自動車振興会の公益事業振興資金特別会計のうち、「非常災害の復旧及び援護等補助金」については、予算の総額を了承することとし、平成18年度事業計画及び収支予算の審議の際に、実施状況を報告すること。

なお、機械工業振興資金特別会計及び公益事業振興資金特別会計における補助事業費の予備費については、それぞれ1件当たり2,000万円を限度とした補助事業への支出に限る。

「山陽町小型自動車競走事業に関する事業収支改善計画について」(答申)  
車両競技分科会(平成17年3月15日)

**答申の概要**

山陽町小型自動車競走事業に関する事業収支改善計画については原案のとおり同意して差し支えないと認める。なお、山陽町に対し、下記の意見が提出された。

- (1) 開催日数の削減により場の活力が低下しないよう事業振興に十分な対策を講じること。
- (2) 事業収支改善計画の実施状況を定期的に車両競技活性化小委員会に報告すること。

「伊勢崎市小型自動車競走事業に関する事業収支改善計画について」(答申)  
車両競技分科会(平成17年4月19日)

**答申の概要**

伊勢崎市小型自動車競走事業に関する事業収支改善計画については原案のとおり同意して差し支えないと認める。なお、伊勢崎市に対し、下記の意見が提出された。

- (1) 大型ビジョンを活用した魅力的な企画レースの実施などを含めたファンの来場促進及び売上増加策について、事業収支改善計画に盛り込まれているものに加えて、追加的に検討・実施すること。
- (2) 売上が当初の見込みを下回ることも想定し、開催経費について一層の削減を図ること。
- (3) 事業収支改善計画及び開催経費の削減について、実施状況を定期的に車両競技活性化小委員会に報告すること。

## 伝統的工芸品産業分科会

「伝統的工芸品の指定及び指定の変更に係る答申について（答申）」  
伝統的工芸品産業分科会（平成16年8月6日）

### 答申の概要

経済産業大臣は産業構造審議会に対し、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく「川尻筆」の指定及び市町村の合併の特例に関する法律の失効期限までに地方自治法第7条第1項の規定に基づき実施される市町村の廃置分合に伴う、伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条第1項及び第2項に基づき指定された伝統的工芸品の製造される地域の変更について諮問を行い、伝統的工芸品産業分科会（分科会長：辻村 哲夫 国立美術館理事長）において審議が行われ、以下の項目について産業構造審議会に意見具申することが了承された。

- （1）伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条第1項の規定に基づく川尻筆の伝統的工芸品への指定については、了承する。
- （2）地方自治法第7条第1項の規定に基づき実施される市町村の廃置分合に伴う、伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条第1項及び第2項に基づき指定された伝統的工芸品の製造される地域の変更については、変更することを了承する。



## 情報経済分科会

「情報経済・産業ビジョン」～「IT化の第2ステージ」「プラットフォーム・ビジネス」の形成と5つの戦略～

情報経済分科会（平成17年3月24日）

## 報告書の概要

産業構造審議会情報経済分科会（分科会長：村上輝康（株）野村総合研究所理事長）では、「IT化の新たなステージ」に向けたIT政策の提示を目的として「情報経済・産業ビジョン」をとりまとめ、同分科会の「報告書」として発表した。

「IT化の第2ステージ」へと進み、各分野でITを活用した競争力・課題解決力の向上を図っていくためには、「サービスを提供するための共通統合事業基盤(プラットフォーム)」を作りだし、立場の違いを超えて「情報」をつなぐことが不可欠となる。そのために、以下の3つの取り組みが必要となる

(1)「プラットフォーム」の形成を通じて、ITを活用したイノベーション・サイクルの再構築。

共通基盤性、機能統合性、進化可能性という三つの性格を有した「プラットフォーム・ビジネス」の形成を、政府自ら、積極的に促進する必要がある。

(2)「プラットフォーム・ビジネス」の形成促進も含め、次の「5つの戦略」を実行に移しつつ、各分野で、変革や改革を伴うITの導入。

【新たな担い手の確立】 「プラットフォーム・ビジネス」の活躍

【利便性の追求】 ユビキタスなIT利用環境の整備

【広がりの追求】 アジアへの広がりの追求

【安全・安心の追求】 信頼という資産への集中投資

【強さの追求】 4つの分野におけるITユーザの競争力・課題解決力

(3)各分野においてITによる競争力・課題解決力が十分に発揮されていくため、これを支えるIT産業自身の競争力強化。

## 割賦販売分科会

「経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン（平成16年経済産業省告示第436号）」

割賦販売分科会個人情報情報小委員会（平成16年12月1日）

「信用分野における個人情報保護の対応の考え方（小委員会取りまとめ）」

割賦販売分科会個人情報情報小委員会（平成16年12月24日）

## 検討の概要

信用分野（主にクレジットカード会社）においては、個人情報保護法の附帯決議において特に適正な取扱いの厳格な実施を求められていることを踏まえ、本小委員会においては、格別の措置の在り方について検討を重ね、以下のとおりガイドラインの策定及び小委員会取りまとめを行った。

### （1）ガイドラインの概要

ガイドラインでは、保有個人データ5千件未満の小規模事業者のガイドライン遵守、支払能力に関する情報の与信目的以外での利用の原則禁止、個人情報情報機関への第三者提供や共同利用等の利用目的についての同意書面への記載、センシティブ情報の利用等の原則禁止等を含むこと等を規定した。

また、安全管理措置及び従業者・委託先の監督の方策を詳細に規定し、申込用紙などの入力帳票についても同様の扱いとすることとした。

さらに、個人情報情報機関の会員に対する管理として、入会審査、モニタリング、退会などの措置を講じることとし、また個人情報情報機関は外部監査を受けることとした。なお、これらのガイドラインの規定については、法の施行状況も見ながら、毎年見直しを行うこととした。

### （2）小委員会取りまとめの概要

次の点について提言を行った。

個人情報保護法、ガイドライン等に基づく行政の監督

業界の自主ルールに基づく取組みの大幅強化

業務上の地位を利用するなどして個人情報を漏えいする行為についての業種横断的な検討

以上の措置を講じるほかは、現段階で特定の事項について個別具体的な立法が直ちに必要とは考えられないが、法の施行状況や業界の動向などを注視しつつ更なる措置の必要性について今後も検討していくことが肝要であるとした。

## 新成長政策部会

### 「新産業創造戦略 2005」

新成長政策部会（平成 17 年 6 月 8 日）

## 報告書の概要

昨年 5 月、我が国の強みを活かし、イノベーションと需要の好循環の形成を通じた中長期的な経済成長シナリオ「新産業創造戦略」を策定。この Plan の実現には、Do、Check、Action の継続的な実行が重要。

このため、本年 6 月、昨年の「新産業創造戦略」の基本コンセプトを継承しつつ、これまでの取組の進捗・状況変化を確認し、今後重点的に取り組むべき施策をとりまとめた「新産業創造戦略 2005」を策定。ポイントは以下 3 点。

### （ 1 ）重点分野の施策の進化

戦略 7 分野、地域再生の産業分野の更なる発展のため、これまでの取組の進捗や状況変化を確認し、それを踏まえ、今後の必要な取組を明確化。

### （ 2 ）高度部材・基盤産業への施策の重点化

「高度部材産業集積」及びそれを支える「匠の中小企業群」を強化するため、平成 17 年度中に「高度部材産業・ものづくり中小企業強化プログラム」（仮称）を策定。

### （ 3 ）横断的政策の進化

#### 人材・技術等の蓄積・進化

ものづくり分野・戦略分野における専門職大学院の設置、海外からの高度人材流入等、技術戦略マップを活用した効果的な研究開発、経営資源の潜在力を引き出す IT 活用推進、など。

「知的資産」を重視する経営が市場から適切に評価を受けられるメカニズムの構築

「知的資産経営開示指針」を本年度中に策定、など。

## 知的財産政策部会

### 「補正制度及び分割出願制度の見直しの方向について（報告書）」 知的財産政策部会特許制度小委員会（平成16年10月）

#### 報告書の概要

中間とりまとめ以降に検討を行ってきた補正制度及び分割出願制度と、これらに密接に関連する検討課題について、検討結果をとりまとめた。

#### （１）補正制度について

##### 最初の拒絶理由通知後の補正の制限

最初の拒絶理由通知後の補正において、特許請求の範囲に記載された発明を単一性の要件を満たさない発明に変更すること（以下「シフト補正」という）には、今後のシフト補正の動向を見極めつつ、制限を行うべきである。

##### シフト補正に対して追加手数料を徴収する制度の導入

シフト補正を禁止する場合において、追加手数料を納付することにより、シフト補正がなされた後の発明について引き続き審査を受けることができるようにする制度の導入に関しては、慎重に検討を行うべきである。

#### （２）分割出願制度について

##### C I P制度の導入

米国の一部継続出願制度（C I P制度）のような制度の導入、又は、同様の役割を有する国内優先権制度の利用可能期間の延長については慎重に検討を行うべきである。また、C I P制度（あるいは国内優先権制度）によるメリットを強化する方向でグレースピリオドを見直すときは、実体特許法条約（S P L T）の進捗状況を考慮すべきである。

##### 分割時期的要件の緩和

特許査定後及び拒絶査定後にも、一定期間内に限って特許出願の分割を認めるべきである。

##### 同一発明についての出願分割の可能化

個別の権利移転の禁止を条件に、分割出願ともとの出願とのダブルパテントを許容することに関して、S P L Tの進捗状況を考慮しつつ検討を行うべきである。

##### 分割出願に係るその他の検討課題

分割出願制度を見直すにあたっては、出願人や特許庁における手続の合理化等の観点から、以下の事項についても導入に向けて検討を行うべきである。

- ・新規事項を含む分割出願は、分割要件違反ではなく、拒絶理由、無効理由対応とする。

- ・ 分割出願の明細書等にもとの出願の当初明細書等を援用することとし、出願人には変更部分について一定の説明を求める。
- ・ もとの出願において通知した拒絶理由については、もとの出願と同一の分割発明においても効力を有するものとする方向で検討を行うべきである。その際、行政手続法の趣旨との整合性等を十分考慮すべきである。

## 「特許発明の円滑な使用に係る諸問題について（報告書）」

知的財産政策部会特許制度小委員会特許戦略計画関連問題ワーキンググループ  
(平成16年11月)

### 報告書の概要

#### (1) 特許権の効力が及ばない「試験又は研究」の例外について

特許法は、「特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。」(第69条第1項)と規定している。この特許権の効力が及ばない「試験又は研究」の考え方について、大学等における研究活動への影響という観点から、国際協定との関係の他、諸外国も含めた判例や学説等の事実関係を精査し、従来からのわが国の考え方を整理、検討した結果、以下の結論に至った。

わが国では従来から、「特許発明それ自体」を対象とし、かつ「技術の進歩」(例：改良・発展を目的とする試験、機能調査など)を目的とする「試験・研究」については、特許権の効力が及ばないと考えられてきた。

この通説とされてきたわが国の考え方に対しては異論がなく、また国際協調との観点から TRIPS 協定や諸外国の制度・運用と比較しても狭く限定的に解釈されるものでもないことから、今後もこの考え方に添って運用すると共に、この考え方を広く周知することとした。

#### (2) 裁定実施権による対応の可能性について

特許法では、一定の条件の下、経済産業大臣等が特許権者の同意無くその特許発明の実施を第三者に認める制度(裁定制度)が設けられている。リサーチツール等代替性の低い上流技術に係る特許及び技術標準に必須な特許に対する裁定実施権の対応可能性の観点から、裁定制度の改正・運用の見直しについて検討した結果、以下の結論が得られた。

TRIPS協定をベースとした諸外国との良好な国際協調の維持及び我が国の知的財産政策への取組み等の観点から、今後の国際的な議論の動向や他の方策の可能性も踏まえた慎重な検討が必要との意見が多く出された。特に、上記問題の解決手段として裁定実施権の制度・運用の見直しを図ることについては国内外からの反対もあり、わが国産業界においても必ずしもコンセンサスが得られているという状況ではない。

このような現状を踏まえ、裁定実施権の制度・運用の見直しという観点からのみ早急な結論を出すべきではなく、他の方策も含めた慎重な検討が必要との結論に至った。

## 「地域ブランドの商標法における保護の在り方について」

知的財産政策部会・商標制度小委員会（平成17年2月18日）

### 報告書の概要

近年、地域ブランドに対する期待が急速に高まっている中、「知的財産推進計画2004」、「新産業創造戦略」等の提言を踏まえ、「地域ブランドの商標法における保護の在り方について」と題する報告書がとりまとめられた。本報告書を受けて、今通常国会において「商標法の一部を改正する法律」（法律第56号）が平成17年6月8日成立。同月15日に公布された。なお、施行日は、平成18年4月1日。

#### （1）登録のための主たる要件

##### 商標の構成

現行法では識別力を欠くとして登録できない、地域名と商品（役務）名からなる文字商標を登録の対象とする。

##### 周知性

使用された結果、団体又はその構成員の商品（役務）を表示するものとして一定範囲の需要者に認識されるに至ったものについては、周知性を有するものとして登録を認めることが適当である。

##### 地域名と商品（役務）の関連性

商標中の地域名が実際に当該商標を使用している商品又は役務と関連性を有することが適当である。

#### （2）登録の主体の要件

##### 事業者を構成員とする団体

主体については、特別の法律に基づいて設立された組合であって法人格を有するものを中心に検討することが適切である。

##### 加入の自由性

構成員たる資格を有する者の加入を不当に制限してはならない旨が担保された団体に限り、地域団体商標の登録を受けられることとするのが適当である。

#### （3）商標権の効力等

##### 先使用权

既に同一商標を使用している事業者の商標については未だに周知性を獲得していない場合であっても、引き続き使用することを認めることが適当である。

##### 商標権の移転

地域団体商標に係る商標権については、一般承継の場合に限って移転を認めることとするのが適切である。

#### 専用使用権の設定

地域団体商標については、専用使用権の設定を制限することが適切である。

#### (4) 異議申立て、無効審判及び取消審判

地域団体商標についても、登録要件に係る審査で拒絶されるべきものが誤って商標登録を受けた場合には、地域団体商標の商標登録に対し、異議申立て及び無効審判の請求をできるよう措置することが適当である。

また、地域団体商標に係る商標が登録後に明らかに周知性を失うに至った場合には、第三者が無効審判を請求できるよう措置すべきである。



## 「中間的な論点の整理」

知的財産政策部会意匠制度小委員会（平成17年2月23日）

### 報告書の概要

デザインの戦略的活用による製品の高付加価値化を実現し、我が国産業の競争力強化につなげるためには、製品のブランド価値や付加価値の源泉となる独創性の高いデザインを的確に保護し、意匠権者による権利の積極的な行使や活用を可能とすることが必要との問題意識の下、意匠制度が有する問題の所在の整理と対応の方向性について、以下の中間的論点の整理をとりまとめた。

#### （１）検討の背景

企業活動におけるデザインの位置付けの変化

企業における意匠制度利用の現状

意匠審査の現状

意匠権行使の現状

#### （２）具体的な検討項目

意匠の定義

近年のデザイン概念の多様化・拡大に対応した意匠の定義の在り方について検討する。

意匠制度の枠組み

事前審査制度と無審査登録制度とのダブルトラック型のように、制度枠組みの異なる2つのトラックを併存させる制度の導入の要否も含めて検討する。

意匠の登録要件と効力範囲

法制面、運用面から独創的デザインを的確に保護する登録要件及び効力範囲の在り方について検討する。

その他

##### １）関連意匠制度

改良意匠を適切に保護するために関連意匠制度の在り方について検討する。

##### ２）部分意匠制度

同一人による同一の創作に係る部分意匠等について出願の利便性の向上を図る等、部分意匠制度の在り方について検討する。

##### ３）秘密意匠制度

秘密請求することができる時期の在り方について検討する。

##### ４）新規性喪失の例外規定

新規性喪失の例外適用の在り方について検討する。

##### ５）「意匠法」の名称

## 「不正競争防止法の見直しの方向性について」

知的財産政策部会不正競争防止小委員会（平成17年1月21日）

### 報告書の概要

東アジア諸国の急速な経済発展を背景とした競争が激化する中で、営業秘密をめぐる企業間の競争は熾烈になってきており、さらなる保護を求める声が高まってきた。また、模倣品・海賊版によって企業が築き上げたブランド等への信頼の毀損も深刻になり、消費者被害に至ったり、反社会的勢力を利する結果になっているとの指摘も強まってきている。こうした状況を踏まえ、営業秘密の保護、模倣品・海賊版対策のための具体的な対応の方向性について、以下の内容のとりまとめを行った。

#### （1）営業秘密の保護強化について

- ・ 営業秘密三要件（有用性・非公知性・秘密管理性）の維持
- ・ 刑事罰における「不正の競争の目的」の要件の維持
- ・ 日本国外における営業秘密の不正使用・開示行為に対する刑事罰の導入
- ・ 退職者による営業秘密の不正使用・開示行為に対する刑事罰の導入
- ・ 営業秘密侵害罪に対する法人処罰の導入

#### （2）模倣品・海賊版対策について

- ・ 著名な商品等表示の冒用に対する刑事罰の導入
- ・ 商品形態模倣行為に対する刑事罰の導入及民事規定の明確化
- ・ データベースのデッドコピー規制の検討の開始
- ・ 不正競争防止法違反物品に対する水際措置の導入

#### （3）規制の強化について

不正競争防止法の刑事罰の水準を、他の知的財産法及び刑法の罰則との均衡を考慮し、現行の「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（併科なし）」を、原則として「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金（併科あり）」とすべきである。

## 産業金融部会

「産業金融部会中間報告 - 次世代の企業財務と産業金融機能のあり方について - 」

産業金融部会（平成17年8月上旬予定）

### 中間報告の概要

不良債権処理が進展し、企業の資金調達環境が改善する中、企業財務のニーズも多様化している。資金調達においては、当座の資金量の確保に限らず、事業戦略に応じた最適な調達手法を選択するという量から質への動きが見られる。加えて、グループ内資金の一体管理、事業の選択と集中に応じた財務の最適化、ファイナンス手法を活用したリスク管理にも取り組むなど、企業財務の高度化が進展（経営と財務の融合）。

一方、企業は、事業活動の拡大に伴う様々なリスクの増大に応じ、自社の経営資源を活用した自らの金融機能の活用（金融機能の内製化）、市場のリスク分散機能の活用（金融機能の市場化）など、企業内外の多様な金融機能を駆使してリスクの管理・分散を図る動きが見られる。

このような状況下、企業財務及び産業金融の課題を、企業の資金調達、資金運用、リスクマネジメント、及び金融サービスの担い手の各側面から以下のとおり整理し、今後の方向性について検討を実施した。

#### （１）資金調達面における現状と課題

市場を活用した資金調達の促進のための環境整備（電子債権法制の整備、セキュリティ・トラスト実現等によるローン流通市場の発展）

リスクマネーの供給拡大に向けた環境整備（投資サービス法制の整備、金融所得課税の一元化等）

#### （２）資金運用面における現状と課題

待機資金の活用（企業部門内での資金循環、ペイアウトによる資金移動）

企業年金の効率化（運用規制の見直しによる投資対象の拡大等）

#### （３）リスクファイナンスにおける現状と課題

災害等巨大リスクに備えるための引当金・準備金の充実

リスク管理機能の高度化のためのグループ内保険会社（キャプティブ）の設立

資本市場を活用したリスク分散（CATボンド）

#### （４）金融サービスの担い手に関する現状と課題

業態を超えた金融サービスの提供（金融コングロマリット）

金融サービス事業への新規参入の拡大（信託会社の活用）

## W T O 部会

### 「 2 0 0 5 年 版 不 公 正 貿 易 報 告 書 」

W T O 部 会 不 公 正 貿 易 政 策 ・ 措 置 調 査 小 委 員 会 ( 平 成 1 7 年 4 月 1 8 日 )

## 報 告 書 の 概 要

我が国の主要貿易相手国・地域が採用している問題のある貿易政策・措置を明らかにし、このような政策・措置の撤廃や改善を促すため、同小委員会にて、W T O 協定を始めとする国際的に合意されたルールを分析基準として議論を行い、報告書を発表している。2 0 0 5 年 度 不 公 正 貿 易 報 告 書 の 概 要 は 以 下 の 通 り。

### ( 1 ) 米 国

米国は、貿易救済措置を頻繁に発動している国の一つであり、中でもアンチ・ダンピング分野の制度や運用には多くの問題が見られ、我が国をはじめ多くの国がその濫用的な運用の被害を被ってきたところである。

このため、わが国をはじめとする関係国による取り組みを行ってきた結果、1 9 1 6 年 アンチ・ダンピング法については、1 2 月 3 日に米大統領の署名をもって廃止されたことを歓迎する。

しかしながら、米国において濫用的な運用と認められる以下のような貿易救済措置が存在し、引き続きその是正に向けた対応を行っていく。

- ・ バード修正条項 ( 1 9 3 0 年 関 税 法 修 正 条 項 )
- ・ 日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置
- ・ ゼロイング方式によるダンピング値幅の算定 ( 新規案件 )

### ( 2 ) 中 国

中国は、W T O 加盟に伴い広範な約束を行っており、加盟以降多数の法令の改廃を行ってきた。半導体に賦課される増値税の還付に関する問題についても、わが国を始めとする関係国の取り組みの結果、本年 4 月には完全に廃止の表明がされたことは評価できる。しかしながら、その他の制度において国内法制の整備・改正の遅れやそれらの透明かつ統一的な運用の不徹底、さらに保護主義的であると考えられる新たな制度の制定や運用など、是正が望まれる点が多い。

特に以下の措置については問題の程度が大きく、我が国として大きな懸念を有する。

- ・ 写真フィルム等に関する関税譲許不履行
- ・ アンチ・ダンピング措置の運用
- ・ 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題
- ・ 完成車特徴認定制度の問題 ( 新規案件 )

### ( 3 ) E U

E Uにおいては、環境や健康、安全等に関する共通の域内規制が新たに導入されつつあるが、その我が国産業に与える影響が大きく、産業界においてその貿易制限的効果への懸念が高い。中でも、以下の措置については、我が国産業界としてもその内容に大きな懸念を有しているところである。

- ・ 化学品規制 ( REACH ) 案
- ・ 電気・電子機器廃棄物に関する指令 ( WEEE )
- ・ 電気・電子機器における特定有害物質の使用制限に関する指令 ( RoHS )

### ( 4 ) A S E A N

A S E A N各国においては、高関税品目やサービス貿易や投資についての外資規制等が多く残存しており、産業界の大きな懸念事項となっている。これらの多くは、W T O協定上の義務に必ずしも違反するものではないが、自由貿易を推進する観点から自由化の進展が望まれる。

- ・ マレーシア：自動車に関する内国税の適用等に関する問題
- ・ インドネシア：デジタルカメラの関税賦課に関する問題 ( 新規案件 )

### ( 5 ) アジア各国・地域 ( 中国、香港、台湾、韓国、A S E A N、インド ) 共通

アジア各国・地域における模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題は、我が国産業界にとって大きな問題となっている。

## 環境部会

「産業構造審議会環境部会地球環境小委員会中間とりまとめ - 今後の地球温暖化対策について - 」

環境部会地球環境小委員会（平成16年8月20日）

## 報告書の概要

平成16年に予定されている地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しへ向け、同年1月から産業構造審議会地球環境小委員会において、これまで行ってきた温暖化対策の評価、今後の温暖化対策の方向性、追加対策のあり方等について審議してきた。これまでの検討結果をまとめ、地球温暖化対策について、今後とも幅広い見地から必要な審議・検討を行い、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しに活かすべく、同年8月20日に以下の中間とりまとめを行った。

### (1) はじめに

京都議定書の採択から今日に至るまで  
本小委員会における検討の視点とこれまでの検討経緯  
総合資源エネルギー調査会における2030年のエネルギー需給見通し

### (2) 地球温暖化対策に関する国際動向

EU、米国等における温暖化対策の最近の動向  
京都メカニズムに関する最近の動向

### (3) 地球温暖化対策推進大綱の評価

温室効果ガスの排出量の現状  
地球温暖化対策推進大綱の概要  
温室効果ガスの排出の構図  
大綱における各種対策、温室効果ガス排出量の評価手法  
各種対策の評価  
活動量についての考え方と見通し  
温室効果ガス排出量の見通し

### (4) 今後の国内温室効果ガスの排出抑制・削減のための追加対策の方向性

基本的考え方  
削減ポテンシャル  
国民各層各主体の挑戦  
政府の役割  
追加対策を踏まえた温室効果ガス排出量の見通し  
温室効果ガスの排出量見通しと京都議定書の約束達成へ向けた考え方

( 5 ) 京都メカニズムの活用

基本的考え方

活用時期

活用規模

政府による活用の具体的あり方

民間事業者による活用

国際ルール策定へのイニシアチブ

( 6 ) 今後の課題

地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しに向けた課題

中長期的な視点からの課題



## 「今後の地球温暖化対策について 京都議定書目標達成計画の策定に向けたとりまとめ」

環境部会地球環境小委員会（平成17年3月14日）

### 報告書の概要

本小委員会においては、平成16年1月から地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しに向けた審議を行ってきた。平成17年2月16日の京都議定書発効により、温室効果ガスの基準年比6%削減が我が国の国際的な義務となり、この目標達成のために政府として「京都議定書目標達成計画」を策定することとなった。このような地球温暖化問題を取り巻く変化も踏まえ、本小委員会では、中央環境審議会地球環境部会と並行し、「京都議定書目標達成計画」の策定に向けた審議を行ってきた。その内容について、同年3月14日に以下のとりまとめを行った。

また、同年3月16日には、「温暖化対策関係審議会合同会議」が行われ、産業構造審議会を代表して茅陽一地球環境小委員会委員長から、本とりまとめについての説明がなされた。

#### （1）はじめに

京都議定書の発効と京都議定書目標達成計画の策定  
本小委員会における検討の視点とこれまでの検討経緯  
総合資源エネルギー調査会における2030年のエネルギー需給見通し

#### （2）地球温暖化対策に関する国際動向

EU、米国等における温暖化対策の最近の動向  
京都メカニズムに関する最近の動向

#### （3）地球温暖化対策推進大綱の評価

温室効果ガスの排出量の現状  
地球温暖化対策推進大綱の概要  
温室効果ガスの排出の構図  
大綱における各種対策、温室効果ガス排出量の評価手法  
各種対策の評価  
活動量についての考え方と見通し  
温室効果ガス排出量の見通し

#### （4）国内温室効果ガスの排出抑制・削減のための対策

基本的考え方  
削減ポテンシャル  
国民各層各主体の挑戦

政府の役割

追加対策を踏まえた温室効果ガス排出量の見通し

温室効果ガスの排出量見通しと京都議定書の約束達成へ向けた考え方

( 5 ) 京都メカニズムの活用

基本的考え方

活用時期

活用規模

政府による活用の具体的あり方

民間事業者による活用

国際ルール策定へのイニシアチブ

( 6 ) 2010 年温室効果ガス排出量見通しと各種対策の事後的な評価・見直し

基本的考え方

定量的評価・見直し方法の戦略

( 7 ) 今後の課題

気候変動問題に関する 2013 年以降の国際的枠組みについて

技術開発等中長期的な視点からの温暖化対策の方向性について

「気候変動に関する将来の持続可能な枠組みについて（中間とりまとめ）」  
環境部会地球環境小委員会将来枠組み検討専門委員会（平成16年12月）

本専門委員会は、平成16年1月に設立し、気候変動に関する2013年以降の枠組みについて米国や途上国を含めた実効性のあるものとすべく、今後の検討の視点を提示し、議論の活発化に資する事を目的としている。

平成17年2月に京都議定書が発効したことにより、平成17年末までに2013年以降のコミットメントについて検討が開始される。発効前から将来の枠組みの議論については、各国政府、研究機関とも積極的に検討を進めており、かつ、海外の関係者の関心も高まっている。本専門委員会においても京都議定書発効以前に、さらに将来の枠組みに向けた国内外の議論を進め、平成16年12月に以下の中間報告をとりまとめた。

**中間取りまとめの概要**

気候変動問題の究極的な解決のためには、先進国における国内の排出削減努力に加え、地球規模で排出抑制・削減を実質的かつ長期的に進める取組が必要。

～将来の枠組みを巡る主な論点～

- ・途上国も含め幅広い主要排出国にとって参加のインセンティブが生じる枠組み
- ・温室効果ガスの濃度の安定化に必要な長期かつ大幅な排出削減に向け各国が努力する枠組み

実質的な排出削減につながる具体的な行動へのコミットメントを中核として、先進国と主要途上国はともに協力してこれらのコミットメントに取り組む。

（1）途上国における排出抑制・持続可能な開発への協力

- ・省エネルギー・環境に関する地域的な協力の促進
- ・民間企業による途上国への環境投資を進めるためのクリーン開発メカニズム（CDM）の抜本的改革

（2）革新的技術の開発・普及

- ・温室効果ガス濃度の安定化のための革新的技術の開発
- ・新たな技術開発の普及を通じた世界の排出削減への貢献

（3）国境を越えたセクター別原単位の向上

- ・部門別、セクター別に世界最高水準のエネルギー効率又は排出原単位を目指すことによる既存技術の普及の促進
- ・国際競争力に関する懸念、衡平性の確保、ホットエアの問題に対する対応

## 「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」

環境部会廃棄物・リサイクル小委員会（平成16年9月17日）

### ガイドラインの概要

相次いで発覚している不法投棄事件を踏まえ、これまでの数次にわたる廃棄物処理法の改正により排出事業者に対する責任が強化されてきた。特に青森・岩手県境で発生した不法投棄事件では、過失のあった排出事業者に対し、社名の公表や原状回復の措置命令が発せられた。こうした法律違反は、企業ブランドイメージの低下等を通じ、企業経営に多大な影響を与える事態に発展する可能性がある。したがって、自社から排出された廃棄物が不適正に処理されないよう、排出事業者は廃棄物の適正処理を経営上の重要課題として認識し、廃棄物問題に単なる法令遵守（コンプライアンス）の観点からだけではなく、企業の社会的責任の観点からも積極的に取り組むことが必要である。

このため、資源の有効利用推進や循環型社会の形成といった観点に加え、廃棄物問題に企業経営の観点からいかに取り組むべきか、という観点から、「廃棄物・リサイクルガバナンス」という新しい概念を盛り込み、ガイドラインを改訂した。

具体的には、

- （１）経営者から全従業員までを含む全社的な体制によって、企業（排出事業者）が廃棄物等の適正処理・リサイクルに取り組むこと。
- （２）関連企業、取引先企業や廃棄物等の処理・リサイクル業者等の広範な関係者と連携して体制を構築することにより、廃棄物等の適正処理・リサイクルを実践すること。
- （３）自らの取組を顧客・消費者や投資家、地域社会へ情報発信し、情報を共有することで、取組の一層の推進を図ること。

という3つの視点を示した。

## 「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現へ向けて」（報告書）

環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキンググループ（平成16年10月5日）

### 報告書の概要

鉄スクラップ、古紙、廃プラスチック等の循環資源については、近年、アジア各国での需要量が急増しているが、とりわけ急速な経済成長に伴って中国の資源需要量が急増しており、それと軌を一にするようにして、日本からも多くの循環資源が中国に対して輸出されている。他方で、適正な循環資源の輸出に紛れて、不適正な廃棄物等の輸出がなされるケースがあることが大きな問題となっている。

このような状況を踏まえ、報告書では、長期的な構想としてアジア各国が相互に連携し、域内における資源有効利用を促進することで資源消費量を抑制し、同時に環境汚染の拡散を防止するという考えの下、持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現を目指すことを打ち出している。

この「持続可能なアジア循環型経済社会圏」の実現に向け、報告書では今後の総合的な施策展開の方向性として次のような整理を行った。

#### （１）政策対話の実施

グリーン・エイド・プラン（GAP）等の政策対話の場を活用して、今後アジア各国との間で、二国間の政策対話を実施していくことが重要。

#### （２）情報の共有化

各国ルールや廃棄物処理・リサイクル業者に関する情報の共有化を図ることが必要。また、循環資源の流れの実態を把握するため、統計の整備等も進めるべきである。

#### （３）アジア各国における循環型経済社会構築に向けた支援

技術協力や人材育成、国際協力銀行の投資金融の積極的な活用等を検討すべきである。

#### （４）アジア域内における資源循環ネットワークの構築に向けた施策

トレーサビリティ確保の具体的手法等について検討を進めていくとともに、静脈物流システムの構築や国際機関等との連携を図っていくべきである。

## 「グリーン・プロダクト・チェーンの実現に向けて（中間とりまとめ）」

### 廃棄物・リサイクル小委員会製品 3 R システム高度化ワーキング・グループ （平成 17 年 4 月 12 日）

#### 報告書の概要

製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品毎の 3 R システムの高度化を図るために必要な措置について検討を行うことを目的として、廃棄物・リサイクル小委員会の下に、製品 3 R システム高度化ワーキング・グループを設置し、以下のような中間とりまとめを行った。

#### （ 1 ）ライフサイクル・シンキング型社会システムへの変革

製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品の廃棄までを考慮したシステムではなく、再生材・再生部品の利用までを見据えたシステムを我が国の経済社会にビルトイン（ライフサイクル・シンキング型社会システムに変革）することを目指すべきである。

#### （ 2 ）量から質への新たな価値創造に向けた環境配慮情報の活用

「環境配慮情報」の内容が、従来の機能や価格に加え、市場における製品の新たな評価軸となり、製品の環境配慮への努力が市場にて適切に評価され新たな価値を創造すること、それにより触発された事業者の環境配慮への取組が更に新たなイノベーションを生み出す活力となることを目指すべきである。

#### （ 3 ）グリーン・プロダクト・チェーンの実現

製造事業者における「グリーン・マニファクチャリング」を促進し、それを消費者（グリーンコンシューマー）や市場（グリーンマーケット）が評価する形で経済システムに環境配慮対応を組み込むこと、すなわち「グリーン・プロダクト・チェーン」を具現化することが重要である。

#### （ 4 ）国際整合性の確保

I E C（国際電気標準会議）等における検討との連動を図る等、産業界や政府が連携して環境配慮事項の国際的な標準化に向けた対応を積極的に行うべきである。

# 「持続可能な省資源社会を目指して ～容器包装リサイクル制度の評価・検討に関する中間取りまとめ」

廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ（平成17年6月16日）

## 中間取りまとめの概要

2005年は容器包装リサイクル法が公布・施行されてから10年目に当たり、21世紀における持続可能な社会の構築に向けて、現下の状況と将来のあるべき社会像を踏まえ、容器包装リサイクル制度の今後のあり方について、審議を行い、以下の中間とりまとめを行った。

### （1）容器包装リサイクル法制度の見直しについて

政策の目的：必要な視点

- ・一般廃棄物最終処分場の制約
- ・資源の有効利用
- ・市民の環境意識の向上

容器包装リサイクル制度の見直しの基本的考え方

- ・政策目的にあった政策手法の選択と組み合わせ
- ・政策のコストとベネフィットの釣り合い
- ・他の社会的要請とのバランス
- ・容器包装のライフサイクルを意識した取組の必要性

### （2）具体的な見直しの考え方

リデュース・リユースの推進

- ・事業者を求める仕組み：自主的に、または法律に基づいて、実施する取組を報告・公表すること等を検討。
- ・自治体を求める仕組み：地域内の容器包装の排出量削減のための計画等の目標の策定を検討。
- ・その他の仕組み：レジ袋削減に関する取組。

分別収集から再商品化に至るプロセス高度化

- ・自治体、事業者、市民の役割分担について検討。
- ・集団回収・店頭回収を回収ルートとして位置づけることを検討。

再商品化手法の合理化・高度化

- ・プラスチック製容器包装の再商品化手法の多様化について検討。
- ・（財）日本容器包装リサイクル協会の落札単価参考値の設定や契約期間複数年化等を検討。
- ・プラスチック製容器包装から再商品化された製品の品質基準の検討。
- ・再商品化に適した形状別区分の分別収集を検討。

## 化学・バイオ部会

「経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン（告示）」

化学・バイオ部会個人遺伝情報保護小委員会（平成16年12月17日）

「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（告示）」

化学・バイオ部会個人遺伝情報保護小委員会（平成16年12月28日）

「医学研究等における個人情報の取扱いの在り方等について（意見書）」

化学・バイオ部会個人遺伝情報保護小委員会（平成16年12月24日）

## 報告書の概要

- (1) ヒトゲノムのDNA配列が明らかになり、個人の遺伝情報を利用した研究開発が活発化してきたことから、研究の際遵守すべき事項として「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（以下ゲノム指針という）を平成13年に策定（文部科学省、厚生労働省、経済産業省の共同指針）した。
- (2) 一方、平成15年に、個人情報の有用性と個人の権利利益の保護とのバランスを図る観点から「個人情報保護法」が制定され、平成17年4月の全面施行を前に、各大臣が所管する事業分野について取るべき措置の内容をガイドライン等で明らかにする（法第8条）とともに、医療、金融・信用、情報通信等、高いレベルで個人情報を保護することが求められるいくつかの分野については、より厳格な保護の必要性について検討を求められた（法第6条、衆・参附帯決議）。
- (3) このため、3省合同の委員会（経済産業省は産業構造審議会化学・バイオ部会個人遺伝情報保護小委員会）を開催し、個人遺伝情報の保護という観点から、ゲノム指針の全面改正を行った（平成16年12月28日告示）。また、指針の法制化の是非について結論を得ることが上記各分野共通に求められており、委員会において審議した結果を意見書として公表した（平成16年12月24日）。
- (4) また、その議論の過程で、ゲノム指針の対象外となる、個人遺伝情報を用いる「事業」についても何らかのルールが必要であるとの考えから、経済産業省単独で「経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン」（以下、経済産業省個人遺伝情報保護ガイドラインという）を作成した（平成16年12月17日告示）。



## 「微生物によるバイオレメディエーション利用指針について（報告）」

化学・バイオ部会組換えDNA技術小委員会開放系利用技術指針作成ワーキンググループ（平成17年2月14日）

### 報告書の概要

微生物を利用して環境汚染の浄化を図るバイオレメディエーション技術は、経済産業省および環境省で、その安全性に係る指針が並立して存在していることから、平成14年に策定された「バイオテクノロジー戦略大綱」において、一元化を含めた制度の再検討を行う必要性が指摘されていた。

このような状況を踏まえ、経済産業省と環境省でバイオレメディエーションの安全性及び管理手法のための基本的要件について検討し、一元化された指針案を含む以下のような報告をとりまとめた。

#### （1）バイオレメディエーション利用の現状

近年、行われているバイオレメディエーションの現状の調査結果を報告した。

#### （2）指針の対象

一元化された指針の対象範囲とするバイオレメディエーション手法、利用微生物について検討、提案した。

#### （3）バイオレメディエーションの実施概要および手順の詳細

浄化事業を行うにあたって、あらかじめその事業の内容および方法を明確にした「浄化事業計画」を策定し、これに従って事業を行うこと。また、生態系への影響評価にあたり評価に必要とされる情報等を収集することを提案した。

#### （4）国による確認

作成された浄化計画が、指針に適合していることを確認するために、指針の中に審査制度を設けることを提案した。また、確認にあたっては、微生物や土壌、地下水についての広範かつ専門的な知見を必要とすることから、学識経験者から意見を聴取した上で判断することが必要であることを提案した。

#### （5）浄化事業の実施にあたっての留意事項

その他、浄化事業を実施する際の留意事項について検討、提案した。以下に提案した留意事項について記載する。

##### モニタリング

浄化事業計画に基づき、浄化事業期間内のモニタリングを実施すること。

緊急時の対応及び事故対策

生態系等に影響が及ぶおそれがある場合や事故が発生した場合には必要が措置を講じること。

#### 安全管理体制の整備

安全で的確な実施を確保するため、安全管理体制を整備すること。

#### 記録等の保管

浄化事業の実施状況等、必要と考えられる事項に対する記録を行い、その保管をすること。

#### 周辺住民への情報の提供

周辺住民等に対して十分な情報の提供を行い、コミュニケーションを進めること。

## 流通部会

「大規模小売店舗立地法第4条の指針改定案策定にあたって（報告書）」及び  
「指針改定案（報告書）」

産業構造審議会流通部会中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議  
(平成17年2月27日)

## 新指針の概要

### 大規模小売店舗立地法第4条の指針とは

大規模小売店舗立地法第4条の指針（以下、指針）とは、大店立地法が適切に運用されるために、大型店を設置する際に必要となる駐車台数の算定方法や荷捌き施設の確保の方法、発生する騒音の予測・評価方法や対策方法を示すとともに、その他、立地の際に配慮すべき事項について示したものである。

平成11年6月の旧指針策定時から状況の変化を踏まえて、指針で律すべき周辺地域の生活環境の範囲、関係法令との関係などについて見直しを行った。

指針の主な改正点は以下のとおりである。

大型店にとって、深夜営業の拡大による騒音の防止、地域の防犯や青少年の非行防止の対策への協力が期待されていることから、警備員の巡回等を新たに明記。

必要駐車台数の算定方法を見直した結果、中心市街地に出店する際の必要台数が減少。

地域の特性を反映させるために、各地域の実情を反映した独自基準を策定できることを新たに規定。

大型店はとりわけ地域社会への貢献が期待されていることから、大型店の社会的責任について明記。

出店時の地元説明会において、多くの住民が参加できるよう、場所、日時等に配慮すべきことを規定。

新指針は、平成17年3月30日告示、同年10月1日施行予定である。

「合同会議中間取りまとめ（案） - コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり  
を目指して（報告書案）」

産業構造審議会流通部会中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議  
（平成17年7月8日）

**報告書案の概要**

平成17年7月8日の第11回合同会議で中間取りまとめ（案）について議論を行った。再度、9月8日の審議会にて議論する予定。

（1）中心市街地衰退の原因

中心市街地の衰退は、まちの郊外化、小売業を取り巻く経営環境の悪化、中心市街地の競争力低下等が原因。

（2）今後の中心市街地活性化策の方向

「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指す。

具体的には、都市機能全般の市街地集約（「まちのコンパクト化」）、中心市街地のコミュニティとしての魅力向上（「中心市街地のにぎわい回復」）、を車の両輪として展開することが必要。

都市計画法の見直し

- 1）都市機能の郊外化を防止するために、郊外において規制が厳しくなる体系へ移行すべき。
- 2）都市機能について、個別市町村間で広域的に調整する仕組みを導入すること。ただし、商業調整にならぬよう留意すべき。

中心市街地活性化法の見直し

- 1）都市機能全般の市街地集約と中心市街地におけるにぎわい回復の双方の一体的推進の必要性を法律で明確化。
- 2）「選択と集中」によって国の支援を重点化。
- 3）まちづくり全体に関わる活動を総合的にマネジメントできるように、タウンマネジメント機関の機能を拡充。